

医政発0409第18号  
平成27年4月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

平成27年3月30日に公表された医師国家試験改善検討部会報告書において、現行の医師国家試験受験資格の認定基準を見直すことが適当である旨提言されたことを踏まえ、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日付け医政発第0324007号本職通知。以下「局長通知」という。)の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知願いたい。

記

局長通知の別添「医師国家試験受験資格認定」の3(2)中「50点以上」を「60点以上」に改める。

(参考)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(別 添)</p> <p><b>医師国家試験受験資格認定</b></p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本語による診療能力の調査(日本語診療能力調査)</p> <p>日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の医療情報の収集、検査や治療の計画策定及び診断書の作成等について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。</p> <p>合計点が 100 点満点換算で <u>60 点以上</u>であり、かつ各調査委員の評価に 0 点の項目がないことを要する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>* 作成上の注意</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>(別 添)</p> <p><b>医師国家試験受験資格認定</b></p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本語による診療能力の調査(日本語診療能力調査)</p> <p>日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の医療情報の収集、検査や治療の計画策定及び診断書の作成等について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。</p> <p>合計点が 100 点満点換算で <u>50 点以上</u>であり、かつ各調査委員の評価に 0 点の項目がないことを要する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>* 作成上の注意</p> <p>1～5 (略)</p>